

区政情報の公開に伴う事務手数料見直しの考え方について

中野区区政情報の公開に関する条例(以下「条例」という)で規定している事務手数料は、同規則で定めている許可等について公開する場合に徴収することとしているが、下記のとおり見直しを行う方向で検討中である。

記

1 当該事務手数料の徴収状況

同条例では、区政情報公開請求に係る事務手数料を原則無料としているが、許可等に関する一部の情報の開示については、原則「許可等の申請又は届出ごとに1件300円」と定めている。

現在、当該事務手数料を徴収しているのは、健康福祉部生活衛生課で取り扱っている許可等のみであるが、当該課では、保有する情報を可能な限り積極的に公開できるよう例外規定を準用して「区政情報公開請求1件につき300円」とする運用を令和3年3月1日から開始している。

2 見直しの方向性

区政情報公開請求に係る事務手数料については、全て廃止する。

3 見直しの理由

(1) 中野区オープンデータガイドラインにおいて、行政が保有する情報のうち個人情報や安全保障に関わる以外の情報は全て公開することを原則とし、利用目的の営利非営利を問わず情報公開を促進することなどを定めた。

このことにより、「情報公開請求の事務手数料は原則無料としつつ、特定の許可等についてはこれを徴収する」という本条例の考え方との間に齟齬が生じている。

(2) 食品衛生法の一部改正により、国では食品等営業許可届出一覧の閲覧が可能となっている。また、当区においても食品等営業許可届出一覧について令和3年10月からはあらかじめ情報を公開することによって、情報公開の手続きを要しなくても情報を取得できるようにした。

以上のことから、上記(1)及び(2)の状況を踏まえ検討した結果、区における情報公開に係る事務手数料を全て廃止する。

4 無料となる対象

同条例施行規則の別表で定める食品関連の営業許可や理美容施設の開設届出など23種類の許可等全て。

5 今後の予定

令和4年第1回定例会に区政情報の公開に関する条例の一部を改正する条例の議案提出

施行予定 令和4年4月1日

6 参考

中野区オープンデータガイドライン（一部抜粋）

2 オープンデータ推進の意義

区がオープンデータを推進するに当たっては、次に掲げる目的のもとで取組を進めていく。

(1) 区民等との対話による政策立案

区民等と区がデータを共有することで、区政情報が活用しやすくなり、区政に対する区民等の関心や区政への参画意識を高め、データをもとにした区民等と区の対話による政策立案を進める。

(2) 区民活動の更なる活性化と地域の課題解決

地域課題解決に取り組む区民等に対して、必要としている多様なデータを提供することで、区民活動のさらなる活性化を促進し、地域全体での課題解決を図る。

(3) 行政の透明性・信頼性の向上

Open by Default（オープン・バイ・デフォルト）の精神のもと、データを公開することにより、政策立案に付随するデータについて横断的に検索・比較できるようになることで、政策の変化・特徴の把握や妥当性の理解・評価を可能にする。

※ Open by Default

行政が保有する情報のうち個人情報や安全保障に関わる以外の情報は全て公開することを原則とし、その営利利用も認めるという考え方

(4) 区民の利便性向上及び地域経済活性化

オープンデータの活用により、区民が生活に関する情報を得やすくなるとともに、民間企業やNPO等によって様々な新サービスが生み出され、区民の利便性の向上や地域経済の活性化を図る。

3 基本原則

(1) 各課等は、保有するデータを積極的に公開する。

(2) データの公開は、取組可能な範囲から順次進めていく。

(3) 機械判読可能な形式で公開するよう努力する。

(4) 公開する区のデータは、中野区ホームページに公開用のページを設け、公開する。

(5) 利用目的の営利非営利を問わず活用を促進する。